

## 情報システム開発取引と法的問題 —民法改正の動向、プロジェクトマネジメント義務とは何か—

情報システムの社会経済的な重要性が益々増大している中、平成26年9月8日、法制審議会民法（債権関係）部会より「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（平成26年8月26日決定）が公表されました。この内容が情報システム開発の取引にどのような影響をもたらすことになるかビジネスの現場にとって重要な問題であると考えられます。例えば、消滅時効（商事消滅時効の規定の削除）、請負（仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権、目的物が契約内容に適合しない場合の請負人の責任等）、委任（委任事務を処理することができなくなった場合等の報酬請求権）等々、情報システムの開発取引実務にも大きく関係すると思われる内容がみられます。

システム開発取引においてはベンダとユーザによる共同作業がシステムの完成及び高信頼性の確保のためにも不可欠であり、実際の裁判例においても、システム開発におけるベンダのプロジェクトマネジメント義務が、また、ユーザについてもベンダに対する協力義務がそれぞれにあることが示されています。そのような裁判例からベンダが実務として、これらの義務について具体的にどのような内容、範囲まで履行すれば義務違反にならないのかを把握しておくことは紛争防止のためにも重要になります。

本セミナーでは、前半に、民法改正の現段階における改正内容のうち、特にシステム開発にも大きく関わると考えられる内容について解説していただき、後半に、プロジェクトマネジメント義務及びユーザの協力義務の具体的内容について、システム開発で紛争となった事例から解説していただきます。

### ■開催日：平成27年1月30日（金）13時30分～17時

■場 所：日本消防会館 5階「大会議室」（東京都港区虎ノ門2-9-16）

電話 03-3503-1486、<http://www.nissho-jyohou.jp/nissho-hall/accesmap.html>

■主 催：一般財団法人ソフトウェア情報センター

■講 師：大谷和子氏 株式会社日本総合研究所 法務部長  
伊藤雅浩氏 弁護士（内田・鮫島法律事務所）

### ■プログラム：

13：30 民法改正の動向と情報システム取引への影響、留意点・・・(株)日本総合研究所 大谷和子氏

1. 民法（債権関係）改正要綱仮案に至る経緯
2. 情報システム取引への影響のある改正点 ～現在の取引慣行への影響
  - (1) 請負契約における報酬請求権（第35-1）
  - (2) 請負人の責任（第35-2）
  - (3) 売買契約における売主の義務（第30）
  - (4) 委任契約における報酬請求権（第36-2）
  - (5) 定型約款（第28）
  - (6) 消滅時効（第7-1）
  - (7) 過失相殺（第11-7）
  - (8) 受領遅滞（第14）

(9) その他の論点 (中間試案との関係で)

(注) 上記小見出しの括弧内数字 (第〇〇) は、要綱仮案の項番です。

3. 今後の実務に求められるもの

(1) 契約締結時の留意点

(2) プロジェクトマネジメント上の留意点

14:55 <休憩 15 分間>

15:10 事例から探るプロジェクトマネジメント義務/協力義務の内容と実務上の留意点

・・・弁護士 伊藤雅浩氏

1. プロジェクトマネジメント義務、協力義務の中身

[東京地判平 16・3・10]、[東京高判平 25・9・26]などの事例の紹介

2. プロジェクトマネジメント義務履行/違反の立証

プロジェクト推進中の証拠・記録の確保

3. 関連する課題

下請ベンダとの関係、マルチベンダプロジェクトにおけるプロジェクトマネジメント義務、ベンダ・ユーザ双方から構成される PMO など

等

16:35 質疑応答

17:00 終了

※講師、内容、時間等、急遽変更される場合があります。

## 【講師紹介】

### ○大谷和子氏：

学歴：1987年3月東北大学法学部法学科卒業

現職：株式会社日本総合研究所 (にほんそうごうけんきゅうしょ)

法務部長 (1996年より現職)

法とコンピュータ学会理事 (1996年より)

所属学会：法とコンピュータ学会、情報ネットワーク法学会

情報処理学会 (著作権委員会とセキュリティ委員会のみ)

著書等：ジュリスト No.1457「鼎談マイナンバー制度導入の意義と実務への影響」(有斐閣)

情報ネットワーク法学会編「知っておきたいネット選挙運動のすべて」第3章(プロバイダの対応)(商事法務)

堀部政男監修「プロバイダ責任制限法 実務と理論」別冊 NBL141号(商事法務)

岡村久道編「クラウド・コンピューティングの法律」(民事法研究会)

高橋和之・松井茂記・鈴木秀美編「インターネットと法」〔第4版〕(有斐閣)第4章(電子商取引)

名和小太郎・大谷和子編著「IT ユーザの法律と倫理」(共立出版)

情報サービス産業協会編「ソフトウェア開発委託取引の契約と実務」(商事法務)

大谷和子著「実務シリーズ 電子商取引の法律実務」(SMBC コンサルティング)

岡村久道編 別冊 NBL「サイバー法判例解説」(ニフティ事件)ほか

### ○伊藤雅浩氏：

学歴：名古屋大学工学部情報工学科卒業

名古屋大学大学院工学研究科情報工学専攻博士前期課程修了

一橋大学法科大学院修了

現職：内田・鮫島法律事務所 パートナー

職歴：

- ・アンダーセンコンサルティング等にて（現アクセンチュア株式会社）にて、ERP パッケージソフト、サプライチェーンマネジメントシステムの導入企画、設計その他、開発業務に従事した後、2008 年弁護士登録
- ・システム開発にかかわる訴訟のほか契約相談、スキーム構築、プロジェクト監査、鑑定、紛争回避相談
- ・ソフトウェア、データベース、ゲームその他 IT 関連の特許、著作権、不正競争防止法を中心とする知的財産紛争処理、法律相談

著書等：

内田・鮫島法律事務所編「技術法務のススメ」（日本加除出版）

旬刊経理情報 2014 年 10 月 10 日号「システム保守・運用契約の見直しと交渉のポイント」（中央経済社）

Law & Technology 2014 年 10 月号「システム開発ベンダが負うべきプロジェクトマネジメント義務の内容」（民事法研究会）

東京弁護士会紀要第 29 号「インターネットサービス利用規約の有効性」

Business Law Journal 2014 年 1 月号「プロジェクト推進のポイントは変わるのか」ほか

■定員：100名（定員になり次第締め切らせていただきます）

■料金：SOFTIC 賛助会員 6,480円（消費税8%込み）

一般 9,720円（消費税8%込み）

■問合せ／申込先：

一般財団法人 ソフトウェア情報センター 契約セミナー担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル

電話 03-3437-3071, <http://www.softic.or.jp>, Fax 03-3437-3398、

電子メール 2014-3@softic.or.jp